

目 次

I	男女共同参画計画策定の意義	1
1	なぜ男女共同参画社会の形成が必要なのか	1
2	どのように男女共同参画社会の形成を進めるのか	5
(1)	政府はどのように推進しているのか	5
(2)	地域でどのように推進するのか	9
3	市町村において男女共同参画計画を策定する意義は何か	10
(1)	的確な現状認識	11
(2)	具体的な目標とその実現手段の明確化	11
(3)	計画策定を通じた合意形成	11
(4)	着実な実施の担保	11
II	男女共同参画計画の策定に当たって	12
1	体制をつくる	12
(1)	横断的な取組体制の整備	12
(2)	諮問機関の設置	13
(3)	住民の参加	14
2	共通認識をもつ	15
3	基礎資料を収集・整備する	16
4	計画の位置付けを踏まえる	17
(1)	男女共同参画社会基本法に基づく計画	17
(2)	他の計画との関係	17
5	計画に盛り込む内容を決定する	18
(1)	基本的考え方	18
(2)	現状と問題点の把握	19
(3)	施策の体系化	19
(4)	各種施策の課題・目標と具体的な方策	20
6	計画を周知徹底する	20
III	計画の推進、実施状況のフォローアップ	21
参考資料		
1	男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）	25
2	男女共同参画基本計画体系図	31
3	男女共同参画キーワード45	38